

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 日程により、議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） それでは、議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の32ページをお開きください。

これは、下田市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由につきましては、占用料の見直しに伴う所要の改正及び条文の整理を行うものでございます。

次の33ページが改正内容でございますが、条例改正関係等説明資料にて説明させていただきます。

説明資料の56ページ、57ページをお開きいただけますでしょうか。

左側ページが改正前、右側ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正箇所でございます。

まず、第13条、原状回復の分ですが、第13条につきましては「第12条の」とあるところを「第11条の」と改めるもので、第15条につきましては、土砂採取料等の関係でございますが、第15条中の「第2項」を「第4項」として、第1項の次に、右側にありますように次の2項を加えるものです。これは、土砂採取料について消費税条項を加えるものでございます。

少し改正後のアンダーラインの分を読ませていただきます。第2項として「土砂採取料等の額は、土砂採取料にあつては別表第2の1の表の規定により算定した額に100分の105を乗じて得た額とし、占用料にあつては別表第2の2の表の規定により算定した額（占用の期間

が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に100分の105を乗じて得た額)」。第3項が「前項の規定による土砂採取料等の額が500円未満であるときは、500円とする」。4項については、第2項の規定の準用規定でございます。これは、今まで土砂採取料等につきまして消費税の実績がなかったということで記載していなかったんですけども、県の条例に準じまして改めて入れさせていただいたものでございます。

次に、第18条につきましては、第1項第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改めるものでございます。

次に、占用料でございますが、現行の占用料は静岡県漁港管理条例を参考にしまして平成17年度に改正され、平成18年4月1日より施行しております。今回、地価水準が下落してくることから、静岡県は平成23年度、本年度から条例を改正、施行しまして占用料を見直しておりますので、静岡県に準じて見直しを行うものでございます。

改正占用物件のものにつきましては、電柱とか電話柱、管線類ですので、これらを中心に説明させていただきます。

まず、56、57ページの下欄になりますが、別表第1の3、これは第14条関係、漁港施設でございますが、電柱、電話柱等につきましては占用料が「1,200円」から「840円」に、管線類につきましては外口径40センチメートル未満のもので「230円」を「180円」に、外口径40センチメートル以上1メートル未満のもので「570円」を「450円」に、外口径1メートル以上のものにつきましては「1,100円」を「900円」に改正しております。

次のページをお開きください。

次に、別表第2、これは第15条関係、公共空地等でございますが、まず別表第2の1の表、備考第2項中、これは字句の誤りを直させていただくものですが、「土砂採取量」を「土砂採取料」に改めます。

次に、別表第2の2でございますが、電柱につきましては「1,200円」を「840円」に、鉄塔につきましては「1,700円」を「1,500円」に、管線類につきましては外口径50センチメートル未満のもので「210円」を「150円」に、外口径50センチメートル以上のもので「540円」を「390円」に改正いたします。工作物の設置を伴わないものもあります。茶、果樹等の樹園地につきましては「90円」を「20円」に改正しております。また、本表備考中、第5項を削らせていただきます。

今回の改正によりまして、実績としまして12件、約46万1,000円の収入を予定しておりますが、これが今回の改正によりまして、見込みでございますが約32万7,000円となり、約13

万4,000円の減額になる予定でございます。率で約29%の減になると見込んでおります。また、第15条関係の公共空地等占用料につきましては、22件、約27万8,000円の収入が約25万3,000円となり、約2万5,000円の減、率で約9%の減になると見込んでおります。

議案件名簿の33ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は来年度、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁でございますが、議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 料金の値下げが主なものなのですが、値下げの理由は何かという、これが1点です。

次に、56ページ、57ページ、土砂採取料等、これの修正前が「土砂採取料等は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。」となっておるんで、この前条第2項、第4項が書いていないんだけど、ここから見ると料金についての規定がここには書いてあるんじゃないかと思うんですよ。改正後のほうに第2項の頭「土砂採取料等の額は」となっておるわけです。4項で「土砂採取料等は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。」と。これ、このままだと土砂採取料等は前条、第15条の第2項によってもいいし前条第2項、第4項によってもどっちでもいいよというふうに読めちゃうわけだよね。だから、土砂採取料等が第2項が優先されるのであれば、第4項のところは2項あるいは3項を除いた土砂採取料等は前条2項から4項までの規定を準用するというふうに記載しなければ、土砂採取料等については2項、3項を使うのか、それとも14条の2項、4項を使うのかは恣意的に決めていいよというふうになるんじゃないんですか。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 値下げの原因につきましては、これは当然のことながら固定資産税等いろいろ地価が下落しているという現状がありますので、県のほうの条例に合わせまして、それに準じた形で今回改めて見直しをさせていただくと、そういったことでございます。

それから、今の2番目のご質問ですけれども、基本的には採取料等といえますのは占用料

も入っております。ですから14条、15条が共通のものでございますので、そういう意味でこの規定準用ということで問題ないというふうに考えております。

〔「質問の意図がわかっていないんだけど。つまり質問の意図を理解してほしい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 休憩をとりますか。

課長。

産業振興課長（山田吉利君） ちょっと休憩をとらせてください。

議長（大黒孝行君） 暫時休憩をいたします。

午前10時10分休憩

午前10時14分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き説明を続けます。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 貴重な時間をいただきまして申しわけありませんでした。

もともと第14条のほうにあります。14条と15条が若干表現も違っているところがありまして、そういうことでこの表現が出てきたんでございますけれども、14条の第2項に利用料等の前納をしなければならない、それから3項で市長が特別の事由が認めるときは利用料等の減免、そういった前納の規定と減免規定がございます。そこについて、第15条で土砂採取料につきましてもその部分を準用するというか、その規定を適用すると、そういった意味でこの部分が入っているものでございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） おっしゃるとおりだと思うんです。つまり、金額について消費税を入れますよというのを2項、3項で規定したわけだ。2項から4項までの間には要は消費税を入れていない数字が入っているんじゃないかと、だから修正前はその金額でやっていましたよと。この修正によって消費税を取りますよと。だけれども土砂採取料等は前条2項から4項の規定を準用するだから、消費税なしのものがそのまま使うこともできますよになるんじゃないの。だから、4項で前条の2項から4項までの前納と免除規定ですか、それ以外のものは2項、3項を使うんだけれどもというふうに文章としては……。だから、頭の「土砂採取料等は」ということでいけば、要は2項、3項で前納だとか免除以外の部分も使っている

よという読み方ができるわけだ。そうじゃないの。消費税を入れていない金額が2項、4項の間にあるんじゃないの、金額についての規定が。だから修正前は15条で料金を決めていたということじゃないの。

だから、要するにここで言うと、別表第2の1の表の規定により算出した額が土砂採取料だと。占用料は別表2の2の表に規定する算出した額だよと。つまり消費税を乗じた額というのがない金額が規定されているんじゃないの。そうだとすると、4項の表現だとどっちを使ってもいいことになるんじゃないの。

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） そうそう。だからそこに料金の規定がなければいいわけで、そこに消費税が入っていない別表の数字を使うというのがあれば……。

議長（大黒孝行君） 当局から答弁をお願いします。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 基本的に、短期以外のものについては性格上、占用料等については課税対象とならないということになっております。ただ、一時的に使用させる場合等は除くということです。

ただ、土砂採取料等については原則課税ということになっております。そういうことでこの条文を入れさせていただいたということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（大黒孝行君） 暫時休憩いたします。

当局は整理をしてください。また、14条に関して4項までの文章を提示してくださいとの要望です。

午前10時19分休憩

午前10時32分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き当局の説明を続けます。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 2度にわたりまして大変貴重な時間をいただきまして本当に申しわけございませんでした。

改めて、説明不足がありましたので説明させていただきます。

まず、もとの第15条のほうですけれども、1回ここは読ませていただきます。第1項ですけれども「漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下『土砂採取料』という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りではない。」ということで、15条に消費税の条項が入っていなかったということで、今回、第2項ということで、土砂採取料等の額について消費税の条項を新たに入れさせていただいたということでございます。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 15条に消費税の入っていない額を徴収するという規定があったということでありましたら、本来この議案の説明としては、消費税の入っていないところが入るようになつたという、だから入っていないところが修正前としてあるのが筋でないかと思いますが、その辺はまた委員会のほうでしっかりと審議をしていただければ結構だと思います。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） この占用料、使用料というのは、たしか集中改革プランのときに財政再建の一環として全面的に使用料、占用料の見直しをやり、そのときに値上げというか料金の改定をしていると思うんですが、今回の改正は今度、料金の値下げということなんです。この料金の下がった額というのは、値上げした18年のときに比べてそれよりももっと低くなっているんですが、それともそれよりはまだ上になっているんですが、そこが1点。

もう1点、集中改革プランのときに財政再建の必要上値上げしたということなんです、今回は値下げの理由として、地価が下がっているとか、それから県の条例に合わせたというふうなことが理由とされていますが、じゃ財政から見たら、財政はこれだけ下げても、わずかな金額ですが使用料、占用料を下げて大丈夫だというふうな判断に立って今回の使用料、占用料の改定をしたのか、こちら辺についてお考えを聞かせてください。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 占用料等、利用料等、いろいろな考え方があると思います。特に公共施設等の占用料については、やはり市の税外収入ということで貴重なものであるということは十分承知しております。18年のときには、それほど大きな変動ではないんですが、実際に県のほうも増額をしております。例えば電柱、電話柱については900円が1,200円と、そういったところで上げております。それを戻すような形になるというのは確かに不自然だ

というご質問は非常に理解できておりますが、やはり最近の情勢において、市民サービス等も含めて実際の固定資産税等の額ということで、その辺を参考にして非常にこのところ地価が下落しているという、その辺から地価の動向等も見まして、当然、県内等の動向を見まして適正な価格という判断で見直させていただいたと、そういうことでございます。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（山田吉利君） 財政状況、もちろんそれは非常に重要な部分だと思いますが、その辺については、やはり県の動向等もあわせまして適正な価格にすると、そういうことで、上げるという方向には至らなかったということでございます。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 18年の改正のときよりも今回の改定によって下回っているのか上回っているのかについては教えていただけませんでした。もう1点、そうすると現在の地価とか等々の現状に合わせて見直していくということになると、固定資産税も当然その一環ですよ。固定資産税も現状の経済状況に合わせて見直していくということで、市全体としてそういうふうな形で、下田の今の現状の財政じゃなくして、現状の経済の地価に合わせて税制面、使用料、占用料あるいは固定資産税等々も見直していくというふうな市の姿勢がここに出ているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） ただいまの鈴木議員さんのご質問でございますけれども、3年に一遍評価替えがございますけれども、来年はその評価替えの年でございまして、土地のほうは確かに下落しております。今のところまだ集計中のもので、数字としては持っておりませんが、固定資産税につきましてもいろいろな要因の中で税額は減少するものと今のところは推定しております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

7番（沢登英信君） 15条の2項、土砂採取料等でございますが、土砂の採取の実績はないという、こういうご説明だったかと思うんですが、この条例ができた50年から全くそういう実績がないんでしょうか。その点が1点と、それからこういう状況の中で漁業用の施設等の占用料、15条関係であります。平方メートル当たり9円とかの状態のものがあるかと思うんです。これらの金額が実質的に占用料をいただいて幾らぐらいになっているのか。むしろ見解として、これらの漁業関係者やそういう人たちへの占用料はこの際減免をするなり無

料にするなり、そういう考え方に立って漁協の活用、活性化を図ると、こういう姿勢であるべきではないかというような気もするんですが、これらの点どうなのか。どうしても9円とか10円とか、むしろ手数料のほうがかかるのではないかと、こんな気もするんですけれども、どのような実態になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 最初のご質問の土砂採取の実績ということで、私の聞いている範囲でございますけれども、今まではなかったということで聞いております。

それから今、手持ちの資料でこの一件一件のものは手持ちがありませんのであれですが、先ほど説明の中でありましたように全体で……。ちょっとお待ちください。

〔「12件、36万何がし」と呼ぶ者あり〕

産業振興課長（山田吉利君） はい、そういうことです。今ここではそういう件数ということで、申しわけありませんがご理解いただきたいと思います。

〔「大した金額じゃない」と呼ぶ者あり〕

産業振興課長（山田吉利君） そうですね。12件46万1,000円が32万7,000円で、13万4,000円の減と。海岸施設ではないそれ以外の公共空地等につきましては22件の件数、27万8,000円が25万3,000円で2万5,000円の減という、申しわけありませんが、今この資料ではこまめのお答えということでご理解いただきたいと思います。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 実績はないということでございますけれども、可能性としてはあるのか、そして土砂採取をするという形になりますとどのあたりでどのようなことが想定されるのか、全く想定されないのかだけ、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 基本的に条項はつくってありますが、現状、海岸、浜等もありますので、原則として普通はあり得ないかなど。あったとしても非常にまれなことで、多分これからもないんじゃないかなというふうに想定しております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第59号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の34ページをお開き願います。

下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由は、占用料の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。

現行の占用料は、静岡県道路占用料に準じて平成17年度に改正され、平成18年4月1日より施行しております。地価水準が下落していること等から静岡県は平成22年度に占用料の見直しを行いましたので、静岡県に準じて見直しを行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の60、61ページをお開きください。

左側ページが改正前、右側ページが改正後、アンダーラインを引かれている部分が改正する箇所でございます。別表全体が改正されておりますが、有料占用物件の主なものは電柱、電話柱、温泉管、ガス管、電気ケーブル、電話ケーブルでございますので、これらを中心にご説明させていただきます。

道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、第1種電柱から第3種電柱まで「1,200円」「1,900円」「2,600円」を「840円」「1,300円」「1,700円」に、第1種電話柱から第3種電話柱まで「1,100円」「1,800円」「2,500円」を「750円」「1,200円」「1,700円」に、道路法第32条第1項第2号に掲げる管類につきましては区分が細分化され、外径が「0.2メートル未満のもの」が「0.07メートル未満のもの」「0.07メートル以上0.1メートル未満のもの」「0.1メートル以上0.15メートル未満のもの」「0.15メートル以上0.2メートル未満のもの」に、外径「0.2メートル以上0.4メートル未満のもの」が「0.2メートル以上0.3メートル未満のもの」「0.3メートル以上0.4メートル未満のもの」に、外径が「0.4メートル以上1メートル未満のもの」が「0.4メートル以上0.7メートル未満のもの」「0.7メートル以上1メートル未満のもの」となり、1メートル以上は細分化しておりません。占用料が、「66円」「230円」「570円」「1,100円」が「32円」「45円」「68円」「90円」「140円」「180円」「320円」「450円」「900円」に、それぞれ改正しております。

今回の改正によりまして、約1,600万円の収入が約1,220万円となり、約380万円の減、率で24%の減になると見込んでおります。

議案件名簿の37ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

4番（土屋雄二君） 道路占用料等というのは水路の占用料という解釈でよいのか、それと占用の回数、今金額的なものは言いましたけれども、件数的にはどれくらいあるのか、お伺いいたします。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 1点目の水路につきましては河川の占用になります。

2点目の占用件数なんですけれども、全体の占用件数でしょうか、それとも今回の改正に該当する部分の占用……。全体の件数でよろしいですか。全体の件数ですと、有料占用物件は約530件ほどになります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 4番。

4番（土屋雄二君） 「等」は水路の占用料じゃないということですか。そしたら「等」は何ですか。

議長（大黒孝行君） 課長、休憩とりますか。

建設課長（井出秀成君） すみません、休憩させていただきます。

議長（大黒孝行君） 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時55分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き説明を続けます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） すみません、条例を見ればすぐわかったのによく条例を見てご
いませんでした。大変失礼しました。

条例の第6条に督促手数料及び延滞金の徴収の関係、7条に過料の関係の記載がございま
した、大変失礼いたしました。それで「等」という表現になっております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時 6分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第60号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例
の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の38ページをお開きください。

下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものでございます。提案理由は、占用料の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。
現行の自動車占用料は、平成5年度に改正され、平成7年度分から適用しております。地価
水準の下落及び駅前広場の運営状況を勘案し、占用料の見直しを行うものでございます。

条例改正関係等説明資料66、67ページをお開きください。

左側ページが改正前、右側ページが改正後、アンダーラインを引かれている部分が改正す
る箇所でございます。

営業用乗り合い自動車でありますバスの駐車場使用料を「1万6,000円」から「1万2,600円」に、営業用乗用車でありますタクシーの駐車場使用料を「9,000円」から「7,100円」に、営業用乗り合い自動車でありますバスの駐車場使用承認料を「1,600円」から「1,260円」に、営業用乗用車でありますタクシーの駐車場使用承認料を「1,600円」から「710円」に、それぞれ改正するものでございます。

承認料とは、1区画を複数の車を使用しますので、その承認料でございます。タクシー事業者が1社減後の収入は約940万円ですが、今回の改正により約710万円となり、230万円、率にして約25%の減となるものでございます。

議案件名簿の39ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第61号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） それでは、議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の40ページをお開きください。

下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由につきましては、占用料の見直しに伴う所要の改正及び条文の整理を行うものでございます。

次の41ページが改正内容でございますけれども、条例改正関係等説明資料にて説明させて

いただきます。

説明資料の68、69ページをお開きください。

左側ページが改正前、右側ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正箇所でございます。

まず、第6条でございますが、第6条中「第4項」を「第6項」とし、「第3項」を「第5項」とし、同条第2項中「前項の」を削り「同条第4項」とし、同条第1項の次に次の2項を加えるものでございます。これは先ほどの漁港管理条例と全く同じ理由でございます、改正前に消費税のほうの記載がなかったということで、今回新たに消費税条項を加えさせていただきます。

現行の占用料は、静岡県海岸占用料等徴収条例を参考に平成17年度に改正され、平成18年4月1日より施行しております。これも漁港管理条例と同じような理由になりますけれども、地価水準等の下落ということから静岡県が平成23年度から条例を改正、施行しております。そういうことで占用料を見直しておりますので、静岡県に準じて、あわせまして見直しを行うものでございます。

まず、別表第1、第6条関係でございますが、これについて説明させていただきます。

まず、電柱につきましては占用料「1,200円」を「840円」に、鉄塔につきましては「1,700円」を「1,500円」に、管線類につきましては、外口径50センチメートル未満のもので「210円」を「150円」に、外口径50センチメートル以上のもので「540円」を「390円」に改正しております。また、工作物の設置を行わないもので茶、果樹等の樹園地につきましては「90円」を「20円」に改正しております。

次のページをお開きください。70ページ、71ページであります。

まず、本表の備考中第5項を削ります。また、字句の修正でございますが、別表第2の備考第2項中、「土砂採取量」を「土砂採取料」に改めさせていただきます。

今回の改正によりまして、18件今占用があるわけでございますが、約52万2,000円ございます。これが46万9,000円となって、約5万3,000円の減になると見込んでおります。

それでは、議案件名簿の41ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） これも先ほどと一緒になんですけれども、括弧書きが消費税が入っているんですが、多分、修正前には100分の105が入っていない文章がちょっとあった感じなんで、そのところは本来であれば修正し、その文章は今後生かない、つまり括弧書きのない文章というのは使われないわけだから、要は修正前のこれもこの場合であれば括弧書きのない文章が入るんだと思うんですが、これも委員会のほうでしっかり説明をしていただければと思います。

あと、額的なことなんだけれども、下線部分が変わったということなんで、以前と同じ金額の部分も下線が引かれているけれども、特に意味はあるんですか。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 議案件名簿のほうをご覧いただきたいと思います。これ一つ一つ変わったところだけ読みますと非常に文章が煩雑になりますので、表の欄を抜き出しまして、この部分を改正するという意味合いで、そういうことでこの説明をそうさせていただきます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第61号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第62号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の42ページをお開きください。

下田市普通河川条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提

案理由は、占用料の見直しに伴う所要の改正及び条文の整理を行うためでございます。

現行の占用料は、静岡県河川占用料に準じて平成17年度に改正され、平成18年4月1日より施行しております。地価水準が下落していること等から静岡県は平成22年度に占用料の見直しを行いましたので、静岡県に準じて見直しを行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の72、73ページをお開きください。

左側ページが改正前、右側ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

第2条、第4条及び第19条につきましては条文の整理でございます。

別表でございますが、1、発電以外の流水占用料、種別「工業用水その他の用に供するもの」を「工業の用に供するもの」と「その他の用に供するもの」に分け、その他の用に供するものの占用料を1秒ごと0.01立方メートル、年額1万3,000円とするもので、静岡県の区分と同様にしたものでございます。なお、下田市には流水占有はございません。

次のページの2、土地占用料、種目管線類、外径50センチメートル未満が「210円」から「150円」に、外径50センチメートル以上が「540円」から「390円」に、電柱が「1,200円」から「840円」に、鉄塔が「1,700円」から「1,500円」にそれぞれ改正し、「漁業用工作物」「やな漁業」「小割式魚類養殖場」「かき、のり養殖場」を「漁業用施設」とし、漁業用工作物をその他のものに区分変更しております。これらは静岡県の区分と同様にしたものでございます。なお、下田市には鉄塔及び漁業施設の占有はございません。「農耕地、採草地等」を「農地（樹園地を除く）又は採草地」と「茶、果樹等の樹園地」に分けております。これらも静岡県の区分と同様にしたものでございます。なお、下田市には農地、採草地、樹園地はございません。見直し占有物件が少ないため、収入に大きな変化はないと見込んでおります。

議案件名簿の44ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

議第63号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の45ページ、46ページをお願いします。

45ページは議案のかがみで、下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を46ページのとおり制定させていただくものでございます。今回の改正理由は、障害者自立支援法が改正されたことによる所要の改正を行うためであります。

改正の内容につきましては条例改正関係等説明資料で説明させていただきますので、お手数ですが、資料の76、77ページをお願いします。

資料は左側が改正前、右側が改正後となっており、アンダーラインの部分が改正箇所となっております。

まず、第1条において、介護補償を規定している下田市消防団員等公務災害補償条例第10条の2中、「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改正するものであります。それから次に、第2条におきまして「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものであります。

ここで議案に戻っていただきまして、46ページをお願いします。

条例改正の附則であります。この条例は公布の日から施行する。ただし、2条の規定は平成24年4月1日から施行するものであります。したがって、第1条で「第5条第12項」を「第5条第13項」に改正することになるんですけども、平成24年4月1日にはまたもとの第5条第12項に戻るということになります。

以上をもちまして、議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第63号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第64号～議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）の補正の主な内容でございますが、歳入では入湯税、保育料、子ども手当関係国県支出金の減額、扶助費関係国県負担金、県営事業軽減交付金の増額でございます。

歳出では、ふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業、生活保護費、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、経済変動・災害対策利子補給補助金等の増額、稲梓財産区、柿崎財産区選挙事務費、浄化槽保守点検業務委託入札差金等の減額でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度下田市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ6,652万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ93億8,636万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、6月定例会でご審議をいただいた一般会計補正予算(第4号)利子補給補助金事業について、東日本大震災分と通常分は制度の違いがあるにもかかわらず、従前の制度と同一の制度適用事業であるとの錯誤があり、今回、債務負担の追加、変更をお願いするものでございます。

第1項債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正、1、追加」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為の追加は4件で、1件目は小口資金利子補給補助金(東日本大震災分)で、期間は平成23年度より平成25年度、限度額は融資残高に対する利子相当額、2件目は経済変動対策特別資金利子補給補助金(東日本大震災分)で、期間は平成23年度より平成25年度、限度額は融資残高に対する利子相当額、3件目は災害対策資金利子補給補助金(東日本大震災分)で、期間は平成23年度より平成25年度、限度額は融資残高に対する利子相当額、4件目は災害対策資金利子補給補助金で、期間は平成23年度より平成25年度、限度額は融資残高に対する利子1%に相当する額でございます。

1ページに戻っていただき、第2項債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正、2、変更」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

債務負担の変更は2件で、1件目は基幹系情報システム機器リース料で、期間に変わりはなく、事業予定額5,363万円を事業予定額4,750万5,000円に、平成23年度予算計上額446万9,000円を平成23年度予算計上額395万9,000円に、平成24年度以降支払額4,916万1,000円を平成24年度以降支払額4,354万6,000円に変更するものでございます。

2件目は事務機器リース料で、期間は平成23年度より平成27年度までを平成23年度より平成28年度までに変更するもので、限度額は、入札の結果リース料がゼロ円となったため、ゼロとするものでございます。

1ページに戻っていただき、第3条は地方債の補正で、地方債の変更は「第3表地方債補正」によるということで、補正予算書の7ページをお開きください。

地方債の変更は1件でございます。起債の目的は公共道路橋梁施設災害復旧事業債で、限度額730万円を限度額1,160万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、9款1項1目1節地方特例交付金418万円の増額は、児童手当及び子ども手当特例交付金、10款1項1目1節普通交付税42万円の減額は、地方特例交付金増額に伴うもの、15款2項8目1節県費・県営事業軽減交付金1,655万4,000円の増額は、平成23年度軽減交付金確定によるもの、17款1項2目1節総務費寄附金30万円の増額は、2件のふるさと応援寄附、18款2項1目1節財政調整基金繰入金5,700万円の増額は、財源調整のため、18款2項1目8節用品調達基金繰入金150万円の増額は、用品調達基金廃止に伴うもの、21款1項5目1節現年発生補助災害復旧事業債430万円の増額は、市道須郷線道路災害復旧事業費の増額に伴うもの。

総務課関係、14款3項1目1節国庫・総務管理費委託金4,000円の増額は、自衛官募集委託金の確定によるもの、15款2項1目4節県費・微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業補助金20万円の追加は、公共施設微量PCB分析業務委託に対する補助金、20款4項4目17節雑入25万円の増額は、下田公園下境界確定業務に伴う隣接地所有者負担金。

税務課関係、1款6項1目1節入湯税・現年課税分500万円の減額は、8月期までの調定減によるもの。

市民課関係、15款2項1目2節県費・地域防災対策費補助金13万4,000円の減額は、上水道事業における防災資機材購入費確定によるもの。

福祉事務所関係、14款1項1目3節国庫・子ども手当負担金8,246万円の減額は、負担率、1人当たり支給額の変更、対象人数の減によるもの、14款1項1目5節国庫・生活保護費等負担金3,633万4,000円の増額は、支給対象者の増加によるもの、14款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金40万円の増額は、身体障害者移動支援事業費の増によるもの、15款1項1目3節県費・子ども手当負担金764万6,000円の減額は、負担率、1人当たり支給額の変更、対象人数の減によるもの、15款1項1目5節県費・生活保護費負担金657万6,000円の増額は、支給対象者の増加によるもの、15款1項1目7節県費・災害救助費負担金12万円の増額は、東日本被災者受入負担金24泊分を受け入れるもの、15款2項2目1節県費・社会福祉費補助金20万円の増額は、身体障害者移動支援事業費の増によるもの、15款2項2目4節県費・緊

急雇用創出事業補助金97万8,000円の増額は、住宅緊急特別手当支給対象者の増加によるもの。

4 ページ、5 ページをお開きください。

健康増進課関係、14款 1 項 1 目 6 節国庫・保険基盤安定負担金70万8,000円の増額は、負担金の確定によるもの、14款 2 項 2 目 5 節国庫・介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金1,740万8,000円の減額は、制度変更により国庫補助金から県補助金への組み替えによるもの、15款 1 項 1 目 6 節県費・保険基盤安定負担金225万8,000円の増額は、負担金確定によるもの、15款 2 項 2 目 2 節県費・老人福祉費補助金21万8,000円の増額は、利用者負担減免事業確定によるもの、同 5 節県費・介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金1,740万8,000円の増額は、国庫から県費への組み替え、同 6 節県費・ふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業費補助金869万3,000円の追加は、高齢者を見守る事業に対する補助金、20款 4 項 3 目 7 節広域連合過年度収入1,683万1,000円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の平成22年度の精算によるもの、20款 4 項 4 目 17 節雑入16万1,000円の増額は、介護サービス計画件数の増加によるもの。

産業振興課関係、15款 2 項 4 目 1 節県費・農業費補助金16万2,000円の増額は、中山間地域等直接支払事業で要件変更、対象面積の増加に伴うもの、15款 2 項 5 目 1 節県費・商工費補助金11万8,000円の減額は、緊急雇用創出事業契約差金、20款 4 項 4 目 17 節雑入17万9,000円の増額は、静岡県グリーンバンク優良景観樹木保全事業助成金で対象事業費の増に伴うもの。

建設課関係、14款 1 項 2 目 1 節国庫・土木施設災害復旧費負担金859万5,000円の増額は、市道須郷線道路災害復旧事業費の増額に伴うもの、14款 2 項 4 目 1 節国庫・住宅費補助金9万6,000円の増額は、木造住宅耐震補強計画策定事業 2 件に対するもの、15款 2 項 6 目 1 節県費・住宅費補助金64万8,000円の増額は、木造住宅耐震補強事業 2 件、木造住宅耐震補強計画策定事業 2 件に対するもの、16款 2 項 2 目 1 節図面売払代1,000円の追加は、用品調達基金廃止に伴うもの、17款 1 項 5 目 2 節都市計画費寄附金18万5,000円の増額は、1 件の景観まちづくり寄附金。

学校教育課関係、12款 2 項 1 目 2 節児童福祉費負担金387万3,000円の減額は、保育料再算定によるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。

14款 1 項 1 目 4 節国庫・児童福祉費負担金190万円の増額は、民間保育園の入所児童数増

加によるもの、15款1項1目4節県費・児童福祉費負担金95万円の増額は、民間保育所入所児童の増加によるもの、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金7万5,000円の増額は、多様な保育推進事業対象乳幼児の増加に伴うもの。

生涯学習課関係、13款1項7目4節公民館使用料2万9,000円の減額は、旧板戸公民館財産貸付収入を公民館使用料に計上する錯誤があり、これを減額するもの、16款1項1目1節市有地貸付収入2万9,000円の増額は、旧板戸公民館使用料からの組み替え。

選挙管理委員会関係、18款1項6目1節稲梓財産区会計繰入金249万4,000円の減額は、稲梓財産区管理委員会委員選挙が無投票となったことによるもの、18款1項7目1節柿崎財産区会計繰入金189万1,000円の減額は、柿崎財産区議会議員選挙が無投票となったことによるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務は75万円の減額で、普通旅費（都市交流関係）30万円の減額は、ニューポート訪問不参加によるもの、姉妹都市議員交流負担金45万円の減額は、沼田市議会との議員交流取りやめによるもの。

企画財政課関係、2款1項21目0405ふるさと応援基金30万円の増額は、2名の方の寄附金を基金へ積み立てるもの、2款9項1目0910電算処理業務事業は21万8,000円の増額で、新規システム導入に係る時間外勤務手当10万6,000円の増額、封筒の印刷製本費91万円の増額、各業務委託契約差金減額によるもの、2款9項1目0920ネットワーク推進事業2万4,000円の減額は、ソフトウエア保守料契約差金、11款1項2目7710起債利子償還事務6万6,000円の減額は、繰越明許須崎漁港整備事業の借入利率確定によるもの、12款1項1目予備費74万4,000円の増額は、歳入歳出調整額。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費140万円の減額は、子ども手当制度改正に伴うもの、2款1項2目0111福利厚生事業6万円の増額は、臨時職員健康診断費用、2款1項3目0140行政管理総務事務は4万8,000円の増額で、用品調達基金廃止に伴う消耗品費9万円の増額、封筒の印刷製本費44万1,000円の増額、公共施設微量PCB分析業務委託52万5,000円の追加、複写機リース料契約差金100万8,000円の減額に伴うもの、2款1項4目0172広報広聴事業26万5,000円の減額は、広報しもだ縮刷版印刷製本費契約差金、同0175インターネット情報発信事業37万8,000円の追加は、メール配信の手数料、2款1項5目0210財産管理事務50万円の増額は、下田公園下用地測量業務委託料、2款1項12目0350工事検査事務3万9,000円の増加は、職員人件費。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務3万3,000円の増額は、用品調達基金廃止に伴う納付書購入に係る消耗品費。

市民課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務142万8,000円の減額は、職員人件費、2款7項1目0753防犯対策事業132万円の増額は、防犯灯電気料が不足するため、2款8項1目0860地域防災対策総務事務42万2,000円の増額は、同報無線子局修繕費。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務は125万4,000円の減額で、職員人件費140万3,000円の減額と日本赤十字社からの車両寄贈に伴う諸費用の追加によるもの。

10ページ、11ページをお開きください。

3款1項2目1053地域生活支援等事業80万円の増額は、身体障害者移動支援委託料の追加、3款2項3目1300総合福祉会館管理運営事業130万円の増額は、総合福祉会館屋根修繕工事費、3款3項2目1501子ども手当支給事業9,732万8,000円の減額は、負担率、1人当たり支給額の変更と対象人数の減によるもの、3款4項1目1751生活保護費支給事業4,844万6,000円の増額は、支給対象者の増加によるもの、3款4項2目1760生活支援事業97万8,000円の増額は、住宅緊急特別手当支給対象者の増加によるもの。

健康増進課関係、3款2項5目1410指定介護予防支援事業149万5,000円の増額は、介護予防サービス計画策定件数の増加によるもの、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業29万1,000円の増額は、社会福祉法人等による利用者負担減免事業費確定によるもの、3款2項7目1425ふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業869万3,000円の追加は、高齢者を見守る体制を構築するもの、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金6,567万3,000円の増額は、療養給付費増額見込みによる赤字補てん分6,000万円と財政安定化事業分567万3,000円を繰り出すもの、同1902保険基盤安定繰出金551万5,000円の増額は、基盤安定負担金（国保分）の確定によるもの、3款8項1目1950介護保険会計繰出金1,106万9,000円の増額は、介護給付費増額見込みに伴うもの、3款9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金156万円の減額は、保険料軽減分の確定によるもの。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務9万8,000円の減額は、複写機リース料入札差金、4款3項3目2281ごみ収集車両管理事業68万1,000円の増額は、燃料単価高騰等によるもの、4款4項1目2410水道事業会計繰出金は22万8,000円の減額で、水道事業会計の防災資機材購入契約金額の確定に伴う補助金13万4,000円の減額と上水道事業会計補助金（職員子ども手当分）9万4,000円の減額によるもの。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業5万6,000円の増額は、旅費が不足する

ため、同3101中山間地域等直後支払事業21万8,000円の増額は、要件変更による交付単価の変更、対象面積の増加による交付金の増、5款2項1目3352松くい虫防除事業172万8,000円の増額は、赤根島の松くい虫被害木の処理をするもの、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業60万円の増額は、捕獲実績が伸びているため、イノシシ、シカ20頭、猿2頭の買い上げ金の増額と電気さく購入補助のための有害鳥獣対策事業補助金の増額、5款3項1目3600あずさ山の家管理運営事業37万2,000円の増額は、浄化槽周辺機器の修繕費、5款4項4目3880、90万円の減額は、集落排水事業浄化槽保守点検委託料入札差金相当額の繰出金を減額するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

6項1項2目4051中小企業金融対策事業640万円の増額は、利子補給額の確定によるものでございますが、東日本大震災分と通常分には制度に違いがあるにもかかわらず、従前の制度と同一の制度適用事業であるとの錯誤があり、今回、組み替えと増額をお願いするものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光振興総務事務240万6,000円の減額は、夏の誘客宣伝事業精算による下田市観光協会補助金の減、6款2項3目4350観光施設管理総務事務は、155万6,000円の減額で、内訳は観光施設修繕料84万5,000円の増額、浄化槽保守点検委託料等300万1,000円の減額、ロシア友好都市記念碑設置工事60万円の増額でございます。6款2項3目4353多々戸温水シャワー施設管理運営事業6万1,000円の増額は、シャワー施設修繕料、6款2項3目4354尾ヶ先観光案内所管理運営事業36万5,000円の減額は、浄化槽保守点検委託料等入札差金、6款2項4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業250万円の減額は、関係機関との協議の結果、進入路設置工事を取りやめとしたもの、6款2項5目4451旧澤村邸整備事業128万円の増額は、施設運営に必要な消耗品費8万円、備品購入費120万円を追加するもの。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務は91万5,000円の増額で、職員人件費は4万6,000円の増加、クリーンアップ作戦業務委託契約差金11万8,000円の減額、下田市道路占用料等徴収条例・下田市普通河川条例の改正に伴う占用システム変更業務委託98万7,000円の増額によるもの、7款2項3目4605県単道路整備事業負担事務318万9,000円の増額は、県道河津下田線、県道下田南伊豆線（岩下地区）の事業追加によるもの、7款3項1目4800河川維持事業20万円の増額は、修繕料、7款5項1目5150都市計画総務事務6万9,000円の増額は、用品調達基金廃止に伴う消耗品費の増、同5161景観推進事業120万円の増額は、登録町

遺産3件の修繕に対する助成金、7款5項4目5250都市公園維持管理事業は243万円の増額で、松くい虫被害木処理委託料180万円と松くい虫防除剤注入業務委託63万円を追加するもの、7款5項7目5465景観まちづくり基金18万5,000円の増額は、ふるさと応援基金1件を積み立てるもの、7款7項2目5620住宅改修建替支援事業79万2,000円の増額は、木造住宅の耐震補強事業2件と耐震補強計画策定事業2件に対する補助金、10款2項2目7357公共道路橋梁施設災害復旧事業(9月21日災)1,351万3,000円の増額は、災害査定における工法変更の指示による工事請負費の増額と事務費の増額。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業は71万6,000円の減額で、職員人件費は12万円の増、公立保育所入園児童数の減に伴う賄い材料費の減額、浄化槽保守点検委託料、遊具点検業務委託料入札差金の減額によるもの、3款3項4目1600民間保育所事業708万7,000円の増額は、民間保育所2園の入所児童数の増によるもの、3款3項5目1650地域保育所管理運営事業6万9,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託料、遊具点検業務委託料入札差金、3款3項6目1457放課後児童対策事業22万4,000円の減額は、下田小学校、稲生沢小学校における放課後児童クラブ空調機器設置工事契約差金でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

3款3項9目1747認定こども園建設事業412万円の減額は、地質調査業務委託の着手が見込めないため、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務は32万2,000円の減額で、用品調達基金廃止に伴う消耗品費12万5,000円の増額、遊具点検入札差金44万7,000円の減額によるもの、9款2項1目6050小学校管理事業1万3,000円の減額は、各業務委託契約差金の減額と7小学校の消防設備関係修繕料の増額、消火器購入費の増額によるもの、9款3項1目6150中学校管理事業105万2,000円の増額は、各業務委託料契約差金の減額と4中学校の消防設備関係修繕料、稲生沢中学校屋内運動場壁修繕料、消火器購入費、また新たに稲生沢中学校に特別支援教室を開設するための整備工事費それぞれの増額によるもの、9款4項1目6250幼稚園管理事業97万2,000円の減額は、職員人件費、9款7項2目6801給食センター建設事業250万円の減額は、地質調査業務委託の着手が見込めないため。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務23万4,000円の減額は、職員人件費、9款5項5目6550公民館管理運営事業188万3,000円の増額は、今年度譲与予定の落合公民館、八木山公民館の修繕料193万3,000円の増額、浄化槽保守点検委託料入札差金5万円の減額によるもの、9款6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業4万8,000円の減額は、浄化槽保守点検委託料入札差金、9款8項1目6900市民文化会館管理運営事業は、予算の組み替えで、

文化会館小ホール音響卓部品交換修繕が不可能であり、調整卓購入に組み替えるもの。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務4万6,000円の増額は、職員人件費、2款4項5目0578稲梓財産区管理会委員選挙事務249万4,000円の減額は、同選挙が無投票となったことによる不用額、2款4項6目0579柿崎財産区議会議員選挙事務189万1,000円の減額は、同選挙が無投票となったことによる不用額。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業は2万8,000円の減額で、建設基本構想・基本計画審議会委員10名の報酬12万円の増額、費用弁償1万2,000円の増額、庁用備品購入費16万円の減額によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。

議長(大黒孝行君) 説明の途中ですが、ここで休憩にしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

議長(大黒孝行君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き説明を続けます。

企画財政課長。

企画財政課長(滝内久生君) 続きまして、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の117ページをお開きください。

平成23年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ246万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ157万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の118ページから119ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございますが、1款2項1目1節立木売払い分収金3万5,000円の増額は、稲梓県営林の立木売り払い分収金を受け入れるもの、2款1項1目1節繰入金250万円の減額は、稲梓財産区管理会委員選挙が無投票となり、財政調整基金からの繰り入れを取りやめとしたものでございます。

歳出でございますが、3款1項1目8020稲梓財産区一般会計繰出金249万4,000円の減額は、稲梓財産区管理会委員選挙が無投票となり、一般会計への繰出金を減額するもの、6款1項1目予備費2万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の主な内容でございますが、療養給付費の伸びが当初予想を大きく上回る見込みとなったため、療養給付費等の増額とともに、財源である国庫負担金ほかの補正をするものでございます。

補正予算書の131ページをお開きください。

平成23年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1億7,898万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,588万9,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の132ページ、133ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の134ページをお開きください。

債務負担の変更は1件で、事項は基幹系情報システム機器リース料で、期間に変更はなく、事業予定額49万円を事業予定額39万5,000円に、平成23年度予算計上額4万1,000円を平成23年度予算計上額3万3,000円に、平成24年度以降支払額44万9,000円を平成24年度以降支払額36万2,000円とするものでございます。

補正予算書の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫・療養給付費等負担金・現年度分1,786万4,000円の増額、3款2項1目1節国庫・普通調整交付金170万6,000円の増額は、3月から8月の診療実績に基づく療養給付費の年間推計見込みによるもの、4款1項1目1節療養給付費交付金・現年度分913万3,000円の増額は、療養給付費交付金の変更決定によるもの、6款1項3目1節県費・県財政調整交付金・普通交付金103万4,000円の増額、7款1項1目1節高額医療費共同事業交付金・現年度分1,500万円の増額、7款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金・現年度分305万5,000円の増額は、療養給付費の年間推計見込みの増によるもの、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金551万5,000円の増額は、負担金の決定によるもの、9款1項1目4節財政安定化事業繰入金567万3,000円の増額は、保険税軽減世帯の増加によるもの、9款1項1目5節その他一般会計繰入金6,000万円の増額は、療養給付費の伸びが当初予想を大きく上回り、一般会計からのルール外の補てんをするもの、9款2項1目1節国民健康保険基金繰入金6,000万円の増額は、療養給付費の増加に伴い基金を取り崩すもの。

20ページ、21ページをお開きください。

歳出ではございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務8,000円の減額は、基幹系情報システム機器リース料契約差金、2款1項1目8350一般被保険者療養費給付事務1億520万円の増額、2款2項1目8360退職被保険者等療養給付費事務3,740万円の増額、2款5項1目8390一般被保険者高額療養費支給事務2,190万円の増額、2款6項1目8395退職被保険者等高額療養費支給事務1,150万円の増額は、実績に基づく療養給付費負担金等の増加見込みによるもの、12款1項1目予備費298万8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の159ページをお開きください。

平成23年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,869万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,676万9,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の160ページ、161ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の162ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、事項は基幹系情報システム機器リース料で、期間に変更はなく、事業予定額64万1,000円を事業予定額の50万1,000円に、平成23年度予算計上額5万4,000円を平成23年度予算計上額4万2,000円に、平成24年度以降支払額58万7,000円を平成24年度以降支払額45万9,000円とするものでございます。

補正予算の概要22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節国庫・介護給付費負担金・現年度分1,040万3,000円の増額は、介護給付費の増加見込みによるもの、3款2項1目1節国庫調整交付金・現年度分97万4,000円の減額は、調整交付金率の精査によるもの、3款2項5目1節国庫・平成23年度介護保険災害臨時特例補助金6万6,000円の増額は、転入した東日本大震災被災者2名に対する第1号保険料の減免措置として概算交付されるもの、4款1項1目1節介護給付費交付金・現年度分2,659万3,000円の増額、5款1項1目1節県費・介護給付費県負担金・現年度分1,288万9,000円の増額、8款1項1目1節介護給付費繰入金・現年度分1,108万1,000円の増額は、介護給付費増加見込みによるもの、8款1項4目2節事務費等繰入金1万2,000円の減額は、基幹系情報システム機器リース料契約差金分の減額。

24ページ、25ページをお開きください。

8款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金2,864万8,000円の増額は、給付費増加見込みに伴い、基金を取り崩すものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務1万2,000円の減額は、基幹系情報システム機器リース料の契約差金、2款1項1目9215居宅介護サービス給付事務3,783万円の増額から2款2項1目9245介護予防サービス給付事務518万5,000円の増額までは、給付費増加見込みに伴うものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の187ページをお開きください。

平成23年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億184万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の188ページ、189ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の190ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件でございます。事項は基幹系情報システム機器リース料で、期間に変更はなく、事業予定額30万6,000円を事業予定額21万5,000円に、平成23年度予算計上額2万6,000円を平成23年度予算計上額1万8,000円に、平成24年度以降支払額28万円を平成24年度以降支払額19万7,000円とするものでございます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項2目1節保険基盤安定繰入金156万円の減額は、平成23年度の保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務8,000円の減額は、基幹系情報システム機器リース料の契約差金を減額するもの、2款1項1目8750後期高齢者広域連合納付金156万円の減額は、平成23年度の保険安定基盤負担金の確定によるもの、4款1項1目予備費8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の205ページをお開きください。

平成23年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,695万

3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の206ページ、207ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節一般会計繰入金90万円の減額は、浄化槽保守点検業務委託入札差金相当額を減額するものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目9000田牛地区排水処理施設管理事業90万円の減額は、浄化槽保守点検業務委託入札差金を減額するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の217ページをお開きください。

平成23年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,888万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の218ページ、219ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の220ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、事項は基幹系情報システム機器リース料で、期間に変更はなく、事業予定額34万1,000円を事業予定額9万1,000円に、平成23年度計上額2万9,000円を平成23年度計上額8,000円に、平成24年度以降支払額31万2,000円を平成24年度以降支払額8万3,000円とするものでございます。

217ページに戻っていただきまして、第3条は地方債の補正で、地方債の変更は、「第3

表地方債補正」によるということで、補正予算書の221ページをお開きください。

地方債の変更は1件でございます。起債の目的は公共下水道事業で、限度額3億1,030万円を3億560万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節下水道使用料740万円の減額は、東日本大震災に起因する計画停電、風評被害等の影響により使用実績が減少しており、年間使用料を5%の減と見込んだもの、3款1項1目1節国庫・社会資本整備総合交付金1,220万円の減額、8款1項1目1節下水道事業債470万円の減額は、交付額の減に伴う事業費の見直しにより減額するもの。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務は66万3,000円の増額で、基幹系情報システム機器リース料契約差金2万1,000円の減額、消費税及び地方消費税68万4,000円の増額によるもの、2款1項1目8830下水道幹線管渠築造事業63万8,000円の減額は、職員人件費12万4,000円の減額と車両購入入札差金51万4,000円の減額、2款1項3目8833下水道施設等更新事業は、社会資本整備事業交付金の減による事業費の見直しによるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第6号)から議第70号 下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(大黒孝行君) 上下水道課長。

上下水道課長(藤井睦郎君) それでは、平成23年度の水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正(第3号)の主な内容でございますが、業務の予定量におきましては総配水量の減、収益的収入及び支出におきましては、収入で有収水量の減に伴う給水収益とその他の減額、支出で委託料及び動力費等の減額と借換債利息及びそのほかの減でございます。

資本的収入及び支出におきましては、支出で人件費を減額し、そのほかを増額するもので

ございます。

まず、第1条でございますが、平成23年度下田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成23年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第2号は年間総配水量として500万6,000立方メートルを479万3,000立方メートルに改め、第3号は1日平均配水量として1万3,715立方メートルを1万3,132立方メートルに改め、第4号は主要な建設改良事業として、改良工事費3億1,042万2,000円を3億850万7,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を3,022万8,000円減額し7億2,368万4,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項営業収益を3,000万円減額し7億1,843万4,000円に、第2項営業外収益を22万8,000円減額し524万9,000円とするものでございます。

支出で第1款水道事業費用を2,961万3,000円減額し6億5,669万3,000円とするもので、その内訳としたしまして、第1項営業費用を2,895万9,000円減額し5億2,668万6,000円に、第2項営業外費用を65万4,000円減額し1億2,100万7,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中「不足する額3億1,921万1,000円」を「不足する額3億1,757万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,446万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,446万2,000円」に、「減債積立金6,901万1,000円」を「減債積立金6,737万3,000円」に、それぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出を164万円減額し5億6,147万3,000円とするもので、第1項建設改良費を191万5,000円減額し3億2,298万8,000円とし、第2項企業債償還金を27万5,000円増額し2億3,848万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第5条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしたしまして、落合浄水場耐震補強事業（場内配管工）は期間の変更はなく、事業予定額2億2,500万円を事業定額1億4,500万円とするものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号職員給与費1億765万円を1億567万6,000円に改めるものでございます。

第7条は他会計からの補助金で、予算第9条を次のとおり補正するものとし、第1号子ども手当補助金82万2,000円を72万8,000円に、第2号地域総合防災事業補助金42万9,000円を29万5,000円に改めるものでございます。

第8条はたな卸資産購入限度額で、予算10条を次のとおり補正するものとし、棚卸資産の購入限度額1,692万3,000円を1,377万3,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出で、収入、1款水道事業収益は3,022万8,000円減額し7億2,368万4,000円とするものでございます。1項営業収益は3,000万円減額し7億1,843万4,000円とするもので、内訳とし、1目給水収益3,000万円の減額は、有収水量の減によるものでございます。2項営業外収益は22万8,000円減額し524万9,000円とするもので、内訳とし、2目他会計繰入金22万8,000円の減額は、地域総合防災事業の契約差金と子ども手当の改正によるものでございます。

支出、1款水道事業費用は2,961万3,000円減額し6億5,669万3,000円とするものでございます。1項営業費用は2,895万9,000円を減額し5億2,668万6,000円とするもので、内訳とし、1目原水及び浄水費1,750万円の減額は、入札差金による委託料、薬品費の減、総水量の減による動力費の減、2目配水及び給水費1,100万円の減額は、入札執行による委託料の減、配水量の減による動力費の減及び施設修繕用資材費の減、4目業務費40万円の減額は、契約差金による備用品費の減、5目総係費5万9,000円の減額は、制度改正に伴う子ども手当の減でございます。2項営業外費用は65万4,000円減額し1億2,100万7,000円とするもので、内訳とし、1目支払利息及び企業債取扱諸費61万円の減額は、繰上償還に係る借換債の利率確定による企業債利息の減、2目消費税及び地方消費税4万4,000円の減額は、収益と費用の差し引きによる減額でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

資本的支出で、1款資本的支出は164万円減額し5億6,147万3,000円とするものでございます。1項建設改良費は191万5,000円減額し3億2,298万3,000円とするもので、内訳とし、1目改良工事費191万5,000円の減額は、人件費の減額によるものでございます。2項企業債償還金は27万5,000円増額し2億3,848万5,000円とするもので、内訳とし、1目企業債償還金27万5,000円の増額は、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債

の利率確定による増額でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は2,797万8,000円減額し11億9,073万9,000円とし、支払資金は3,135万9,000円減額し9億8,333万8,000円とするものでございます。この結果、資金残高は2億740万1,000円を予定するものでございます。

9ページ、10ページは給与明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。冒頭にてご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定貸借対照表に今回の補正第3号の補正予定額を増減したもので、13ページ末尾に記載してありますように、資産合計は65億4,386万7,000円となるものでございます。14ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計65億4,386万7,000円となり、貸借対照表は符合しているものでございます。

15ページをお開きください。

平成23年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億8,422万5,000円から2の営業費用5億1,850万1,000円を差し引きますと、営業利益1億6,572万4,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益524万4,000円から4の営業外費用1億1,009万6,000円を差し引きますと、マイナス1億485万2,000円となり、この結果、営業利益は6,087万2,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益は5,187万3,000円を予定しているものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長（大黒孝行君） 議第64号から議第71号までについて当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を許します。
14番。

14番（大川敏雄君） 私からは3点質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目は市税の本年度におけるところの収納見通しについて質問いたします。

今回の補正で入湯税を500万減額の予算が出ております。ちなみに、9月議会におきまして個人市民税が5,000万、入湯税が1,000万で6,000万減額されているわけでありまして。9月議会の予算審議の中で、本年度約2億円ぐらい赤字が出るだろう、市税の収納の減が出るだろう、あるいは23年、24年度で2カ年ぐらいで6億円ぐらいの収入減という形で厳しい市税の見通しを説明していただいたわけです。これらについて現時点でどういう展望を持っているのか、お尋ねいたします。

2点目には生活保護費の扶助費ですが、本年度の当初予算に4億6,000万上げ、今回、補正で4,844万6,000円足して5億844万6,000円です。いよいよ生活保護費も5億円を超えたと、大台を超えたということで、市民生活も大変厳しい状況がうかがわれるわけでありましてけれども、平成22年度の決算を見ますと、平成22年度末におきまして保護世帯が242世帯、なおかつ保護率でございますが、県下3位の高い状態でありまして、保護率は12.34%と平成21年度に対して非常に悪化しているわけです。それに加えて本年度は今申し上げましたように当初予算プラス今回の補正で5億円、扶助費で平成22年度の決算数値では4億6,000万でしたから当初予算と大体ほぼ同じ金額であったわけですが、生活保護につきまして、ただいま申し上げました今回の補正でいわゆる保護世帯だとかあるいは保護率、こういったものがどう悪化していくかという点について2点目、質問をいたします。

それから、3点目ですが、71ページに今回、中小企業の金融対策事業として利子補給の補助金を東日本大震災の要因で上げて、本年から3カ年間に限って補給していくと、こういう予算なんですけど、できたらこれの歳出根拠、いわゆる積算根拠をお教えいただければありがたいと思います。

以上です。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） ただいまの大川議員さんの市税に対する収納見通しというご質問でございますけれども、私、前回の議会のとときに、9月補正で今、議員さんがおっしゃられましたとおり6,000万円の減額、この議会で5,000万円程度、それから3月で1億1,000万円ぐらい減額するのではないかというふうな説明をさせていただきました。

大川議員さんの3点目のご質問にありました中小企業の金融対策、これが大きな影響を占めまして、この補正を締め切った段階、10月末現在で、9月の補正に見込みました融資額、

融資件数、これをはるかに上回りまして、6月に見込んだときよりも10月現在で見込んだ件数が倍、それから融資額もほぼ倍という結果になっております。これを利子補給していただくためには市税の完納証明が必要だということがございまして、私どものほうとしましては、この融資の関係で大分市税のほうを納入して下さった方が多いというふうに見込ませていただいております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうからは生活保護の関係でご答弁をさせていただきます。

皆様ご存じのように、全国で生活保護を受けている人が今年7月で200万人を超えたということで、戦後の混乱期のときを大幅に上回ってきたというふうになっております。受給者が急増している背景には、長引く景気低迷とか急速に高齢化が進んでいるということが要因になっているところでございます。また、高齢者世帯や障害者世帯が大体保護世帯の半数以上を占めているということで、下田におきましても高齢者世帯、障害者世帯が大体70から80%ぐらいを占めております。平成22年度のときは議員さんお話ししていただいたとおり242世帯ということでしたが、現在、これはあくまでも予算に合わせて10月現在で申しわけないんですが、260世帯320人というふうになっております。

先ほど、保護率ということで、1,000人当たりで出すんですが、12.32%とかという数字なんですけど、ちょっと現在はじいておりませんので大変申しわけございませんが、一応数字が260の320人ということで、平成23年4月から大体20世帯ぐらい増加をしております。

話は戻りますが、高齢者がそのうち156件60%、傷病・障害で71件で27.4%、その他33件12.6%というふうになっています。ちなみに静岡県では、高齢者が42.2%、傷病・障害が31.3%というふうになってございます。

被保護世帯の人員、これ当然、人員が増加して生活扶助の増加ということも考えられますが、構成の中で傷病・障害も27.4%というふうに含まれております。このところ医療費の扶助が大分増えております。というのは、1件当たりの医療費が単純に入院されますと30万とか50万ぐらいかかるわけですが、多少病状が悪化して大分大きな手術というふうになりますと100万単位で増加していくところが現状でございます。そのようなところで、医療費扶助が平均2,200万円ぐらい月に今支出されているという状況になっております。こういうところで大分伸びておるといふふうに考えております。

あと、1世帯当たり現在16万5,000円が大体生活的な扶助費となっておりますが、その辺と医療費、またその他にもいろいろ扶助費がありますが、主なところでは住宅扶助の関係と医療費扶助で大幅に伸びてきているというのが現状でございます。

議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

産業振興課長（山田吉利君） 中小企業関係の利子補給金の内訳でございますけれども、現在確定しております。若干の端数は出てくるかと思っておりますけれども、一応、今現在わかっている範囲の中でご説明申し上げます。

まず、小口資金でございます。これにつきましては、融資件数が7件、融資額が3,250万円でございます。それに対して今のところ総額、これ23年、24年、25年と足かけ3年、実質的には2年間でございますけれども、そういうことで7件、45万5,000円を予定しております。

次に、県のほうの対策であります経済変動対策特別資金と災害対策資金、これについては、災害が今回あったということで、今まで数年間はゼロでありました。これにつきましては、まず経済変動対策特別資金の補助金につきましては融資件数が40件、融資額については5億225万円でございます。利子補給額に対しましては約422万5,000円を見込んでおります。次に災害対策資金につきましては、融資額が8億3,340万円、84件ということで735万1,000円を見込んでおります。

以上でございます。

〔「件数」と呼ぶ者あり〕

産業振興課長（山田吉利君） 件数は、災害対策資金については84件、8億3,340万と。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（山田吉利君） はい、以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 大変厳しいことがわかったんですが、特に市税の観点ですが、先ほど課長が説明していただいたように、12月の議会においては5,000万円ぐらい減額が出ると。その主たるものは市たばこ税と法人市民税等を上げておったと思います。これらの税については、例えば市たばこ税は3,100万ぐらい出るであろうと、こういう説明をいただいたわけですが、とりわけ市たばこ税、法人市民税の来年の3月までの見通しについては9月にご説明いただいた状況と変わらないかどうかという点が1点。

それから、今回の補正が入湯税だけに終わった理由は、今説明していただいたように、東

日本大震災によってとりわけ災害と経済の関係で借り手が40件や84件、そして金額にして融資額で言えば5億8,000万も借入れが発生したと。その借入れをする場合には市税の完納が前提であるというようなことで、収納率が悪化することが本年度だけは避けられたというか、そういうことですね。これは、よく考えてみると一時的な現象でなかろうかと私は思うわけです。借金をして返さなきゃならんから返した、しかし借金は残るわけです。それで厳しいわけです。そういう中で、この辺についての利子補給と今後の市税の見通しの関係というのは一体どう見ればいいのか、説明ください。

議長（大黒孝行君） 税務課長。

税務課長（前田眞理君） ただいまのご質問に関しましては、市のたばこ税については、この時点で見直しをしたところ大体予算額ぐらいまで伸びるのではないかと推測が立っております。法人市民税については、金額は申し上げられませんが、11月分等の状況を見ますと今後少し落ちていく、そういう推計が今現在は立てられております。

利子補給とのということでございますけれども、今、議員さんのお言葉の中にもありましたけれども、これは本当に一過性のものであり、利子補給制度は7カ月でしたか、何か据え置き期間があるということなんです。平均して皆さん1年据え置き期間をとっていらっしゃる方もいるようでしたし、24年度からはこれの返済にも入るはずですよ。そうなりますとやはり今回のような収納率、収納してくれる金額が伸びるということはちょっと今のところ考えにくいというふうに見ておまして、一番最初の質問の中に5億、6億の減というところが出ておりましたけれども、やはり24年度は大分厳しい状況を推定しなければいけないのではないかと今現在は思っております。

ただ、大きい税金の納期でございますけれども、市・県民税の納期が10月でした。確かにもう督促状は出ております。督促状が出て若干納めてくださる方もおりますが、まだちょっとその辺、徴収率が伸びたよという報告ができるほどの数字には至っておりません。ただ、固定資産税の納期が12月末日ということになっておりますので、この2つがやはり大きな税金かなと思われまますので、固定資産税の納入によってもう一度きちんとした情報も集めた中で、もう一度最終的な見込みを立てていきたいというふうに税務課としては考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） 生活保護の関係で最後にちょっと質問したいんですけれども、22年度末が242世帯対象になっていたんですけれども、10月時点で260世帯ということで約20世帯

ぐらい増えているんですが、こういう現象は東日本大震災が大きく影響していると、こういう理解をしてよろしゅうございますか。

議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（原 鋪夫君） 東日本大震災も影響している部分があるかと思います。ただ、このようにそれも含めまして景気低迷で、例えば働く場所が狭められたということで就労をなかなかできないという方、または高齢者も大分増えてきたということです。

現状で私どもで東日本大震災が確実に影響しているんであろうということは、大体61件ぐらい相談がありまして、そのうち3件ぐらいは東日本の直接的な影響があった方ではないかということで考えております。それ以外は、いろいろ内容がありますので申し上げられませんが、個々の生活に困ったということで申請をしてきていただいたということで、うちのほうは把握させていただいております。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（田坂富代君） それでは、まずロシア友好記念碑設置事業についてお伺いをいたします。

こちらは、当初予算において修正した予算が今回全く同じ形で上がっております。本会議の当時の審議においては、増田榮策議員、それから沢登議員が質問をされております。そのときの市長のご説明によりますと、日口協会の前理事長斉藤斗志二さんがロシアのクロンシュタットに行かれ、下田でやっているオロシャ祭のときにクロンシュタットの行政マンを下田に呼びたいので、そのときに何らかの形で下田にも残るものをという申し出があり、日口協会下田支部が窓口となりやりとりをした、そのように記憶しております。

委員会審査においては藤井議員が質問をされております。会議録で確認いたしました、オロシャ祭の記念事業である日口協会からの打診があったというのはわかりました。しかしながら説明が余りにも不誠実であります。そういった経緯の中で委員会修正となったわけです。違う会期でありますから一事不再議とはなりませんけれども、前回なぜ修正をされたのか、その認識はおありなのか、そのあたりをきちんと説明していただかないと、同じ議案をこの間はだめで今回はよい、全く筋の通らない議会の議決になってしまう、このように思います。市長のお考えを聞きたいと思います。

議長（大黒孝行君） 市長。

市長（石井直樹君） 今年の3月の中で上程させていただいたんですが、委員会内での当局

側の説明不足ということで修正されました。しかしながらこの流れは生きておりまして、現実、来年の3月のオロシャ祭にというような形をまた考えておりましたけれども、実は来年、ロシアは大統領選がちょうどその時期にございます。それで、オロシャ祭のほうでやる时期的な招待が不可能になりました。ということで、それではということでいろいろ市民の方にもお計らいしたところ、その時期に風の花祭りがあるということで、その時期に合わせたらどうかということで、観光協会のほうもそういう形でもよしと、もしあれだったらその一角に入れますというようなお話もいただいたんですが、今度その時期に投げかけましたらクロンシュタットのほうが、あそこは400年ぐらいの歴史がある海の聖堂という大変立派なロシアの代表する教会がございます。この教会の修復をずっとやっていまして、その完成イベントがその時期にちょうどぶつかってしまうということで、その時期もクロンシュタットの区長さんが出国することができないということで、はて困ったということで実は今調整をしておりますのが、前の外務省のサンクトペテルブルクの総領事をやられている方が間に入って調整をしておるところでございますけれども、先般、黒船祭の時期に合わせてということで投げかけをしていましたところ、5月15日頃に向こうを出国できるというような連絡がありましたので、その予定を今組ませていただいております。

同じ議案をとということでございましたけれども、議員も日口協会の下田支部の会員ということで、ロシアに対する考え方というのはしっかりお持ちだと思います。下田にとりましては、今アメリカとの歴史の中ではしっかりしたこういう歴史が黒船祭とも続いて確立されておりますが、ロシアの関係は10年ちょっと前に立ち上げましたオロシャ祭だけというようなことで、下田で条約を結んだ地としては大変弱いというようなことでございまして、ちょうど議員の改選もされましたので、3月のときの議員さんと少し入れかわっている部分もありますので、その辺も含めてもう一度お願いをしようという形で上げさせていただいた議案でございます。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） 私が問うているのはそういうことではないんですよ。つまり、説明員はあくまでも市長のかわりとして説明をされているわけです。ですから、メンバーは幾らかわったとはいえ同じ議案が上がってきているわけですから、やはりそのあたりは、私が言っているのはきちんと議会に対して誠実な説明をしてほしいということです。そのあたりの姿勢を問われているというふうに理解をしていただきたいと思います。

次にいきます。

今回、財政調整基金が5,700万繰り入れということになっております。予算書を見ますと、大きな金額は3款7項1目国民健康保険会計繰出金ということですね。国保の会計を見ますと、その他一般会計繰入金ということで赤字補てんということであります。財調を取り崩して国保の赤字補てんに使うということなんですが、詳細は国保での議論ということになるかと思えますけれども、つまり保険給付費が伸びたからなんだけれども、それを支えるだけのお金がないということだと思えます。

一般会計の歳入を見ても、当初予算と比べてみると相当大きな市税の減額になっております。それから保育料の算定基礎となる所得の関係も減っているということで保育料の分担金、負担金も減になっているという、こういう現状の中でどのような政策を打てば効果的な経済対策になるのか、そういうことを庁内で検討されたことがあるならばお聞かせをいただきたい。

それから、今回、財政調整基金をこれだけ財源不足のために取り崩してしまうということになっているわけですが、来年度の当初予算にも恐らく充てるようなことになるのではないのかなとちょっと心配しています。そこで、後年度の大型事業執行に対してどのような影響が出てくるであろう、そのあたりのことをお話しいただきたいと思えます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 現在、新年度予算の策定作業を進めております。先般、当初予算の編成方針ということでお示しさせていただきましたけれども、議員の皆様よくご存じだと思いますが、現在の状況で来年度予算編成に当たって財調の予想外の大幅な取り崩しはやむを得ない状況になっているのかなと。金額につきましてはまだ調整段階ですので申し上げられませんが、少なからず、予想したよりも多くの取り崩しがなされるだろうなというふうに今考えております。

それから、後年度の影響につきましては、多分23、24で影響がなくなればよろしいんですけども、これが観光業については回復が一番最後で一番遅いという業界なものですから、どこまで影響があるのかは予測できませんので、市長も言われているように身の丈に合った内容ということで、今延ばすとかやめるとかそういう話の段階に至っていませんので、今後、財政の状況を見ながら検討していく課題というふうに考えております。

以上です。

議長（大黒孝行君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 1点目の国保への繰り出し、財調5,700万ということで取り崩して

6,000万ほどルール外で補てんをしなければならぬ実情になっております。これにつきましては、かつての議会におきましてもいろいろ議論をされました。大変基金があるから1世帯1万円ぐらい減額できるんじゃないかとか、また大変厳しいのでいつの時点か一般会計からの補てんをしなければならぬのではなかろうかといろんな議論をいたしました。その結果、先ほど説明いたしましたとおり、この23年度、基金も充当し、さらに不足ということでルール外6,000万を補てんせざるを得なくなった、そういう事情で、大変医療費が伸びているという状況でございます。このままいきますと平成24年度新年度予算も大変厳しいのかなと判断をしております。

それから、経済対策をどのように検討しているかということでございます。それがまた新年度予算のほうにどのような影響をさせるのかということでございますが、新年度予算につきましては、予算執行方針の中でも示しておりますとおり骨格予算ということで、経常経費や必要最小限の経費を計上し、後を託そうということになっております。こういう事態におきましては当然各自治体が頑張らなければならないということは十分承知のところでございますけれども、やはり一つ一つの自治体が幾ら頑張ってもなかなか目に見えた振興策といえますか景気回復の機運は盛り上がってこない。これにつきましては、県も相当の応援をするよという中で広範囲の中での対策、対応をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

特に、前々から言っておりますとおり、下田市の基幹産業、観光については、これは70、80の方々が関連している産業でございますので、今日も関連する組織の団体の皆さんが市長のところへも参りまして、この夏の観光施策、また商工業の施策、こういうものの議論をしてまいりました。市長としても骨格予算と言った手前、大変どこまで回答していいのかなというふうな迷いもありますけれども、この景気の低迷を脱却するといっても簡単な施策、政策ではできないなと、そういうふうに思っております。

こういうときこそ、やはりこれはもうみんなが協力しなければならぬ、足を引っ張ってはだめだというようなことで、いろんな施策も提案し、市長としても自分の範疇で可能なところについては一緒にやっ払いこうということも言っておりますので、具体的に一つ一つこれをやる、あれをやるということじゃなくて、やはりそれぞれの自治体が協力しながら、この伊豆半島全体の誘客、これを図っていかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、企画財政課長が申しました大型事業の影響でございます。現在、24年度予算の

ヒアリングをやっている最中でございまして、予想した事業費以上の事業費が各担当課から出てきておりまして、大変厳しい状況であることは間違いございません。しかし、実施する予定での基金もある程度積み立て、それから中期財政見通しの中では何とか、24年、25年が大変厳しいんですけども、26年以降になれば見通しの中では回復してくるのかなというふうに感じております。ですから、厳しいながらも精査をしまして、身の丈に合った施設、こういうものの計画、設置、建設を予定していけば何とかなるのかなというふうに思っております。

議長（大黒孝行君） 10番。

10番（田坂富代君） やはり知恵を出してもなかなか大変だというのはよくわかるんですが、行政がやらなきゃならないことと民間のやらなきゃならないことをある程度分けなくてはならないというのは当然のことでございます。そうなんですけれども、一番は行政が予算を組むときに住民の信頼を得るような予算組みをしていただきたいと思っています。例えば、当初予算に出てきたものがもう切らなくてはならない、減額しなきゃならないというものが出てくると。そういったときにどういう説明をされるのか、果たしてその予算を上げるときにどれだけきちり精査をしたのかということが問われると思うんです。ですから、来年度予算に関しては大変厳しい中組まなくてはならないわけですから、1つずつの事業の積み上げが90億円になるのだということをしっかり踏まえていただいて、90億円分の200万円であるとかそういう考え方にならないようにぜひ取り組んでいただきたいと要望して終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

11番（土屋 忍君） それでは3点ほどですけれども、3.11以降、やはり市民の方から津波の恐怖というんですか、そういう話がたくさんありまして、一般質問なんかでも何回か質問させてもらったことがあるんです。津波避難ビルにつきましては市民課のほうでいろいろと手を打ってやっているわけでございますけれども、私も話をさせてもらいました。津波に対する海拔標示とか、まだ稲生沢なんかで不足しているじゃないかというような話の中で、本来であれば1カ所当たり3,000円ぐらいでできるんだよという話は伺っているわけですが、9月の補正にしる今回の12月の補正にしる一向にそういうものが出てこないというわけです。そういうものは必要ないのか、下田では。というふうに考えるんですけども、その点を1点お伺いいたします。

それから、予算の概要のところの13ページなんですけれども、外ヶ岡交流館進入路設置工

事は取りやめましたよという話は聞きましたけれども、その辺の経緯と、私は委員会でもこの進入路のことについて現地説明なんか伺っているわけですが、やはりここができれば、裏口にしか見えないよというような市民の皆さん、観光客の皆さんに大変評判が悪いわけですが、入り口がしっかりできて、そこから進入もできるというので大変期待をしたわけなんです。今回できない理由と、今後、あそこを例えば信号のところから早目に安全な進入路をつくるような考えがあるのかなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、15ページなんですけれども、文化会館の管理運営事業という中で予算のあれはないけれども、音響の操作卓修繕料540万を減額して新品を540万円で入れますよという組み合わせがあるようでございます。この修繕料540万というのは、当初予算にあったのか記憶がないんですけれども、やはり業者に見積もりを依頼して、あれを修繕すると540万かかるからということで予算を組んだと思うんです。今回、新品540万を計上したということは、新品でも540万、修繕しても540万ということでこういうふうになっていると思うんですけれども、当初予算で新品を入れかえたら540万より高かったけれども今回見積もり直したら540万円でできるよと、そういうことなのかなと思うんです。その辺をちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

以上3点。

議長（大黒孝行君） 質疑者にお諮りいたします。

質疑の途中ですが、ここで休憩をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 10分間休憩いたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

市民課長。

市民課長（峯岸 勉君） 海拔標示のことでございますけれども、これは本会議でも申し上げたんですけれども、まず下田市内は96カ所の海拔標示を既に実施しているということでございます。そして、確かに9月、12月の補正の中で海拔標示をするための予算というものは

ございませんけれども、今後、これを新たにつけるということについては検討しておりますので、そういうお答えにさせていただきます。

議長（大黒孝行君） 観光交流課長。

観光交流課長（稲葉一三雄君） 外ヶ岡交流館進入路設置工事の件でございますが、これ中止にした理由ですけれども、道路管理者、国道ですので県の土木になりますけれども、実施に向けて協議をしてきたところでございますが、国道から直接導入路を設置するということが危険であるということで協議が調わず、工事の実施が困難ということでやむなく中止というように踏み切ったわけでございます。特に、あの部分は4車線から狭くなるというところで危険であるという判断です。

もう1点の今後の考え方ですが、そういう協議の中で道路管理者のほうも国道への影響ということをかなり気にしておりますので、今後、よほどの例えば駐車場があと100台2階部分に設置できるとかそういったような状況、変化がなければ、現状のままではなかなか直接とるということは困難だと考えております。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 市民文化会館の修繕料540万円の減額及び備品購入費540万円の増額の予算の組み替えの件でございますけれども、今年度の文化会館の修繕料の予算は900万円でございます。そのうち今回、540万を減額して備品に変えるわけですけれども、本来、音響関係の機器を一式取りかえますと経費的には900万を超える予定でおります。実は昨年も小ホールの音響機器は故障をしまして、何とか修繕がなかったわけですけれども、今後、やはり建設の経年を考えると部品がないと言われております。そういった中でこのまま看過すると小ホールでのいろんなイベントができないということになりますので、今回、やむなく修繕費の中から備品購入費で分割して修繕といたしますか、音響機器を取りかえていくということでございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 11番。

11番（土屋 忍君） 防災の関係予算につきましては今後やっていくというような予定という話だったんです。大きなものはゆっくりじっくり考えてやるという考えがあるんでしょうけれども、防災でもありますし、近隣市町を考えても津波標示というのは既にほとんどのところが補正予算でやっています。やっていないのは下田だけと言っても過言ではないから

い皆さん近隣ではやっているわけなんですよ。そういう意味からすると、1枚3,000円でできるというものぐらいはやはりできるところからどんどんやっていくというものがなければならないというふうに思うわけですので、今さら言ってもしょうがないわけですが、やはりできるところはしっかりやっていく、手をつけていくというものが、防災については特に安心・安全もあると同時にいつ来るかわからないというのが災害なわけでございますので、しっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それから、外ヶ岡交流館につきましてはわかりました。もう見込みがないという判断のようでございます。残念ですけれども仕方がないなというふうに思います。

それから、市民文化の修繕というのは、そうしますと全部ではないけれども、今回、540万円という金額は同じだけれども、ある一部分を新品にかえると。修繕だと大きな部分で修繕できるんだけれども、その一部、同じ金額の中で新品にかえながらこの先取りかえを繰り返していくという判断でよろしいという答弁だったのでしょうか。

議長（大黒孝行君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤晴美君） 議員おっしゃるとおりで、今年度、調整卓を購入して、来年度は残りのスピーカーですとか配線ですとか、そういったものやっていく予定であります。以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、何点かちょっとお聞きします。

1点目は、予算書の6ページですか、債務負担行為の中で事務機器等リース料553万円を予定したリース料、それが補正でゼロになっていますよね。リース料がゼロだったというのはどういうことなのか、本年度のこの補正でも100万8,000円ですか、減額されていますけれども、そこら辺の内容、経緯についてちょっと説明してください。

それと、2点目としては、景観推進事業で3件の町遺産登録の民家を修繕する、その補助金が出ていますが、3件はどこなのかちょっと教えてください。

それと、3点目です。概要の14ページに認定こども園建設事業費で412万円減額してあります。地質調査業務委託、これたしか9月の議会で補正で認定こども園の調査費というのを計上されたばかりじゃないかなというふうな記憶があるんですが、それは違うのかどうか。

それと、あと給食センターの建設事業費の地質業務委託も250万減額されています。この

内容について、もう少し教えてください。

それと、浄化槽のことなんですが、観光交流課関係あるいは教育委員会関係で総額で計算したら500万円以上の減額になっています。減額はいいんですが、これ500万も減額になっている内容について、経緯についてご説明をお願いします。

それともう1点は、ふじのくに安心地域支え合い体制、高齢者を見守る体制をつくるんだというふうなことなんですが、具体的にはどういうふうなことをやる事業なのか、ちょっと教えてください。

以上です。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 事務機器等のリース料の関係でございます。

事務機器の複写機リースにつきましては、入札の仕方なんですけれども、機械本体の賃借料と、あと使用枚数による使用料金、2つを一度に合わせた形で入札を行っております。5年間の債務というような形で入札を実施させてもらったところ、機械本体の賃借料についてはゼロ円で要らないよと。両方合わせた金額、機械本体の賃借料と使用料金を合計した金額で安いところに落札するというような形をとっております。今度落札業者した業者については、機械本体の賃借料はただでいいよと、使用料金についてはこのような金額を欲しいというような形で落札したというようなことでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 景観3件の助成の対象先ですけれども、1点目が安直楼の壁です。2点目が土佐屋のひさしです。川沿いのひさしです。それから3点目が雑忠の屋根です。いずれも台風15号の影響によるものでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 認定こども園と給食センターの減額と浄化槽についてお答えさせていただきたいと思っております。

認定こども園の委託料につきまして、今回減額しておりますのは地質調査の委託でございます。9月で補正させていただいたのは測量の委託をさせていただきましたので、委託の内容がまた違いますので。

給食センターでございますが、こちらにつきましては、これまでもご説明させていただき

ましたとおり場所が変わったということで、まだ正式に場所が決まっていない状況にございますもので地質調査をすることができない現状にございます。そういうことから今年度中の執行が無理ということで減額をさせていただいております。

そして、浄化槽でございますが、平成22年度までは浄化槽の保守点検の指名参加願を出していただいた業者が1社というようなことで随契をさせていただいております。今年度につきましてはもう一社、指名参加願が出てきたというようなことで、2社入札になったところでございます。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 6点目のふじのくに安心地域支え合い体制づくり事業、この内容でございます。

これは、県の補助金を使いまして交付を受けて行う事業でございます、100%県の補助金でございます。この事業につきましては、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するため地域支え合い体制づくり事業を行うということで補助金を交付される事業でございます、具体的に申し上げますと、現在、生活様式とか家族関係、こういったことで独居老人とか高齢者世帯のみの家族が多くなっておりますので、こういったものを地域の人たちと見守りながら支え合っていこうという、こういった事業です。

具体的な事業としては、高齢者見守り隊の立ち上げ、例えば新聞の配達とか牛乳配達とかガスの検針、こういった方たちに地域を見守っていただく。具体的には夜でも明かりがこうこうとついていたたり昼間明かりがついていたり、こういった方を今言った事業者と連携しながら見守っていく、こういった事業が1点ということと、あと救急医療情報キット、これは高齢者とかの独居の世帯については救急車が行っても病状がわからないといった状況があり得ますので、こういった方たちに対する救急キット、具体的には各個人の冷蔵庫に入れていくような形で消防署等との連携のもと速やかに救急に入れる、こういった形の事業です。

3点目としましては人材育成事業、こういったものを考えておりまして、周知をするための図書の購入とかDVD、こういったものを購入して周知、啓発を図る、こういった事業でございます。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 機器リース料のことなんですが、今までそういう例というのはあった

んですか、機器だけは無料で使用料だけをリースするというのが。その使用料はどこになるんですか。それもリースなんですか。それとも消耗品じゃない、何かそういう科目で載っかっていくんですか。そこら辺のところ、同じ機器リースでもその上にある基幹系情報システム、これも機器リースですが、これは機器と使用と両方入っているんじゃないかと思うんですが、そこら辺、機器と使用料とを分けたという例がこれまであるのか、使用料はどのような形で予算にのっけて使っていくのか、そこら辺の説明をもう一度お願いします。

それと、浄化槽のことなんですけど、浄化槽500万円も減りました。これ大分いいことです。要因としては競争が出てきてお互いちょっと過当に低くやっているんじゃないかといううわさもありますけれども、とりあえずは競争の条件の中で発注単価が下がってくるということは市財政にとってもいいことだと思います。そこら辺のところ、今同じくに問題になっているごみ収集等についても、やはり公正な競争状態ができるのかどうなのかということが発注単価もすごく変わってくると思いますが、そこら辺のことも十分加味してごみ収集等々にも入札をこれからもやっていっていただきたいというふうに思います。これは要望で、リースのほうだけもう一回答弁をお願いします。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 事務機器のリースの関係でございます。

債務負担のところのうち補正前の事業予定額が553万円、予算額110万6,000円、24年度以降において支払う金額が442万4,000円、このうち総務課分にかかわる分はそれぞれ504万円、100万8,000円、403万2,000円、このような形になっております。

この入札の仕方なんですけれども、これも以前からやっております、機械本体の賃借料と使用料金、これ使用料金の中には保守点検と消耗品費を含んだ形で、合算した金額で入札をとり行っております。そうしたところ、機械本体の賃借料については、総務課関係分はこの庁舎に、議会事務局の複写機もそうですけれども9台設置をしてございます。その9台分の5年間というような形で機械本体の賃借料についてはゼロ円でいいですよ。そのかわり使用料金は、これ月間の使用料金見込み金額によって入札をさせてもらっているんですけれども、その使用料金額と機械本体の賃借料を合算した金額、これで入札をとり行った結果、機械本体はゼロ円、使用料金のほうが594万円で落札。この594万円は、14節の使用料及び賃借料のほうで支払うことになります。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） 基幹系情報システム機器リースの関係でございますけれども、基本的には企画財政課のほうで所管しております一般会計全体のシステム更新に係る機器、それからソフトウェアの60カ月のリースを入札で執行しております。これに伴いまして、特別会計、国保会計、下水道会計等の入札差金の補正予算が出ているかと思いますが、根本は企画財政課で所管しておりますものについては積算価格が5,300万円でございます、60か月、4,750万円で契約しているんですが、下水道とか国保とか各特別会計でも機器がございますので、それについては大もとの五千数百万円の契約を基準に、ほかの会社に契約するわけにはいきませんので随意契約とさせてもらっていますけれども、同じ比率で入札差金、差額を出したということで、今回それぞれの各会計の減額補正をお願いしているわけです。

以上です。

議長（大黒孝行君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 機器本体と使用料金と今まで別々なんだけれどもトータルで出していたけれども、今回は機器がゼロでもいいよ、使用料だけでいいですよというところを結果的に入札、契約したということなんですが、そういうふうな形、今までやってきたのと別に新しい形になったということについて、本当にそれが正当なというか合理的な契約の仕方なのかどうなのか。今までと違う形というのはやはりそこら辺に何か理由もあるんだろうから、そこら辺のところも十分考えていかなきゃならないんじゃないかと思います。

普通に考えると、機器本体のリース料を上乗せされて使用料が大きくなるんじゃないかというふうなことを思うわけです。それで今、課長がおっしゃった使用料が594万という数字が出てきたんですけれども、この594万というのは何なのかという、事業予定額553万円ですよ、上に出ているのは。それで使用料が594万円、これはちょっとおかしいんじゃないかという、本当に合理的にこれで入札したんだとしたら、ちょっと市当局はおかしな契約をしているんじゃないんですか。

だから、今までと違う形でやるということに何らかの理由があるわけですから、そこら辺についてしっかり検討して判断しなきゃいけないと思います。もう一度説明をお願いします。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 先ほども申しました。これは初めてではなくて、以前からこのような入札の執行をやらせてもらっています。

それから、594万円というのは5年間の使用見込み額。5年間債務で機械本体の賃借料の入札をさせていただいたものですから、一応5年間ぐらいで月間使用量枚数がどれぐらいか

かるというようなことで、リースとしてはあくまでもリース期間ゼロ円ですけれども、5年間ゼロ円での契約期間となっているわけですから、この594万円というのは5年間の使用料金が恐らくこの程度になるのではないかというような形の入札ということで、月間使用量9台分で月10万枚程度、単価がもうここに1枚当たり幾らというような形で入札してもらいまして、この金額になっているというようなことでございます。

今回新たにこういう入札制度を実施したというようなことではなくて、以前からも同じようなやり方で入札の仕方をしている。複写機のリースについてはそういうことでございます。議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第64号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第65号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第66号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第67号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第68号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第69号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第70号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第71号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託をいたします。

議第72号～議第77号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） それでは、議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、追加議案件名簿の1ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、平成23年静岡県人事委員会の勧告に基づき、職員の給料表の額の一部改定を行うものでございます。ご承知のとおり、人事院は本年9月30日に国会及び内閣に対し平成23年人事院勧告を、また静岡県人事委員会は10月26日に、県議会及び知事に対し平成23年職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代表措置の根幹をなすものとしたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

そんな中、政府は9月30日に提出された人事院勧告を受け、労働基本権が制約されている現行制度においては人事院勧告を尊重することが基本であるとの考えのもと検討が進められ、その結果、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため、国家公務員の給与臨時特例法案が人事院勧告による給与水準の引き下げ幅と比べ厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであり、また総体的に見ればその他の人事院勧告の趣旨も内包しているものと評価できるとし、政府としては、既に提出している給与臨時特例法案の早期成立を期し最大限の努力を行うこととし、人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないこととされたところでございますが、第179回臨時国会は先週の9日金曜日に閉会し、国家公務員の給与を平均7.8%引き下げる内容の給与臨時特例法案は先送りとなっております。

一方、地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ適切に対処すべきであるとし、人事委員会を置いていない市町村については、都道府県人事委員会における公務員給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な改定を行うことが重要であるという地方公務員の給与改定に関する取扱い等についてという総務副大臣通知が県知事、県議会議長、人事委員会委員長等を通じて来ているところでございます。

平成23年の人事委員会の勧告の骨子でございますけれども、本年は、公務と民間企業の比較におきまして職員の月例給が民間を748円、0.19%上回り、特別給については民間と職員の支給割合がほぼ均衡していることが明らかになり、このため、月例給については国の改定を考慮して給料月額を引き下げ改定し、特別給については改定を行わないこととなっております。

ます。俸給表の引き下げにおきましては、公務員格差0.19%、金額にして748円を是正するため、中高年齢層が受ける俸給月額について最大で0.5%の引き下げを行うとともに、本年4月から改定の日の前日までの期間に係る公務員較差相当分を解消するため、平成23年12月期の期末手当の額で所要の調整を行うというもので、あわせて給与構造改革における経過措置などについても引き下げが実施され、また平成24年4月以降の経過措置額について、必要な経過措置を講じた上で廃止というものでございます。

このようなことから、職員組合との間で事務折衝及び団体交渉を行った結果、勧告どおり月例給の引き下げ及び本年度の経過措置額の引き下げに同意するという事で職員組合とは合意に至ったところでございます。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また行政職表の原則にも配慮した上で、人事委員会の勧告に準拠し、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

給与改定の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の1ページをご覧ください。

給料表関係でございます。中高年齢層が受ける俸給月額について引き下げ改定を行うものでございますが、本年4月から改定の日の前日までの期間に係る公務員較差相当分を解消するための調整については、職員組合との交渉の結果、見送ることとさせていただきました。給料表につきましては、説明資料の2ページから9ページをご覧ください。2級77号給から125号給までを300円から1,400円、3級41号給から101号給までを300円から1,700円、4級29号給から101号給までを300円から1,900円、5級21号給から97号給までを400円から2,100円、6級19号給から101号給までを400円から2,200円の幅で引き下げるものでございます。

なお、2級の平均改定率はマイナス0.13%、3級がマイナス0.22%、4級がマイナス0.27%、5級がマイナス0.33%、6級がマイナス0.35%の改定率となるものでございます。

給与改定に当たりましては、当局の方針に基づきまして職員組合と数回にわたり折衝を重ね、協議、交渉させていただきました結果、先般、12月1日に合意、妥結に至りましたので、今回、条例改正をご提案させていただくものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の2ページから9ページにかけてご説明を申し上げます。

お手数ですが、まず条例改正関係等説明資料の2ページ、3ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今

回改定をさせていただくところがございます、これ以後のページにつきましても同様でございます。

別表の給料表の改正でございますけれども、条例改正関係等説明資料の2ページから9ページにかけて別表給料表の改正前、改正後を記載してございますけれども、別表3ページ、5ページ、7ページ、9ページのように改めるものでございまして、冒頭ご説明申し上げましたように、改定は中高年齢層の俸給月額について引き下げ改定を行うものでございまして、職務級2級の平均改定率がマイナス0.13%、3級がマイナス0.22%、4級がマイナス0.27%、5級がマイナス0.33%、6級がマイナス0.35%の改定率となるものでございまして、全体といたしましては平均マイナス0.21%の改定率となっております。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、附則第1項はこの条例の施行期日を定めておりまして、この条例の規定は平成24年1月1日から施行するというものでございます。

附則第2項は、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。条例改正関係等説明資料の8ページ、9ページをお開き願います。

改正の内容は、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基準となる額について、引き下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、昨年の経過措置額の引き下げ率である100分の99.66から100分の99.55に引き下げるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 企画財政課長。

企画財政課長（滝内久生君） それでは、追加上程いたしました議第73号から議第77号までの各補正予算について、一括してご説明申し上げます。

お手数ですが、浅黄色の補正予算書と補正予算の概要、水色の水道事業会計補正予算書をご用意願います。

このたび追加上程させていただきました補正予算は、先ほど総務課長よりご説明申し上げました下田市職員の給与に関する条例の一部改正の議案に伴い所要額の補正をするものでございます。

まず、議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成23年度下田市の一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

引き続き、議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の57ページをお開きください。

平成23年度下田市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」によるということで、予算書の58ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

引き続き、議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の69ページをお開きください。

平成23年度下田市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」によるということで、予算書の70ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

引き続き、議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の83ページをお開きください。

平成23年度下田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」によるということで、予算書の84ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

続きまして、議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

水色の補正予算書の1ページをお開きください。

水道企業職員の給与の改定に係る所要額といたしまして、第3条に規定するとおり、職員給与費1億567万6,000円を1億566万5,000円に改めるものでございます。内容につきましては、補正予算の概要により後ほどご説明申し上げます。

続きまして、各会計の補正内容について順次、概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

恐れ入ります。16ページの水道事業会計のところの議案番号がミスプリントで、第77号でございます。ご訂正願います。

それでは、ご説明申し上げます。

最上段に記載の議第73号 一般会計（補正第7号）でございますが、一般職の給与改定に係る概要で、対象職員217人分の人件費所要額は、給料が34万8,000円の減額、共済費が5万8,000円の減額で、合計40万6,000円の減額となるものでございます。

続きまして、表の2段目の議第74号 国民健康保険事業特別会計（補正第4号）でございますが、対象職員5人分の人件費所要額は給料のみが2,000円減額となるものでございます。

続きまして、表の3段目の議第75号 介護保険事業特別会計でございますが、対象職員9人分の人件費所要額は、給料が1万5,000円の減額、共済費が1,000円の減額で、合計1万6,000円の減額となるものでございます。

続きまして、表の4段目の議第76号 下水道事業特別会計（補正第3号）でございますが、対象職員4人分の人件費所要額は給与のみが3,000円減額となるものでございます。

続きまして、表の下から2段目の水道事業会計（補正第4号）でございます。対象職員12人分の人件費所要額は給与のみが1万1,000円減額となるものでございます。

表の一番下の段は、一般会計から水道事業会計までの5会計に今回補正のない後期高齢者医療特別会計を合わせた6会計の合計で、一般職の職員249人の人件費として、給料で37万9,000円の減額、共済費で5万9,000円の減額で、総合計では43万8,000円の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第73号から議第77号まで5件の補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 議第72号から議第77号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております6件について、一括質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 議第72号の附則のところですがけれども、ちょっと理解ができませんのでお尋ねをしたいと思います。

この資料の8ページですか、下田市職員の給与の号給の切りかえに伴う経過措置の点ですがけれども、この点についての説明をもう一度、恐れ入りますが、していただけないでしょうか。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 説明資料の8ページ、9ページのところで、これは号給の切りかえに伴う経過措置というようなことで、国のほうは平成18年4月から給与構造改革を実施したわけですがけれども、下田市の場合は1年遅れで19年4月から給与構造改革を実施しております。そのときに減給保障、当時、平均で4.8%の給与構造改革に伴いまして給料の削減を行いました。最高のところで7%給料表が下がったわけです。そうしますと、下田市の場合、19年3月31日にいただいていた給料までは減給保障しましょうというような形になっていたわけです。それが19年以降、給料表のマイナス改定が、今年もそうですけれども、去年もおとともありました。それに伴いまして経過措置額についても、ここは今回99.55なんですけれども、当初はここを100というような形で見てもらえばいいんですけれども、当初は100、減給保障をそのまま認めていたんですけれども、給料表が下がったというようなことで、最初のところで99.82、昨年99.66、今度99.55というような形で、減給保障についても、例えば30万の減給保障があった人については当初30万円までいただいていたんですけれども、30万円に今回99.55ということは99.55%を掛けた金額、29万幾らかの金額の減給保障になる、こういうことでございます。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） わかりました。そうしますとすべての職員にこれが対象になるという理解でよろしいですね。

議長（大黒孝行君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） すべてでなくて、給与構造改革のときにやったのは中高年齢層、上のほうの人の給料を下げたものですから、若い世代の給料表適用者には減給保障でなくて、今、給料表自体が19年3月31日の給料表を超えていますので、19年3月31日の給料額までにまだっていない人についてこれが対象になるというようなことで、現在、来年の1月1日

時点で26名がこの減給保障に該当するということがございます。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号から議第77号議案までは、総務文教委員会に付託をいたします。

議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日13日から19日まで各常任委員会の審査をお願いし、20日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、17日、18日は休会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時 7分散会